

相模原市消防長及び消防署長の資格を定める条例について  
相模原市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように制定する。

平成 26 年 5 月 30 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 15 条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格について定めるものとする。

(消防長の資格)

第 2 条 法第 15 条第 2 項に規定する消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 本市の行政事務に従事した者で、相模原市行政組織条例(平成 18 年相模原市条例第 59 号)第 1 条に規定する局の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、本市の行政事務に従事した者で、前号の局に置かれた部の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に 3 年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第 3 条 法第 15 条第 2 項に規定する消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に 1 年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)による消防組織法(昭和22年法律第226号)の改正に伴い、消防長及び消防署長の資格について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について  
相模原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年5月30日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例  
相模原市火災予防条例(昭和48年相模原市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第21条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第23条第2項中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第24条中「および第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

#### 提案の理由

消防法施行令(昭和36年政令第37号)の改正により火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いに関する基準が追加されたことに伴い、当該器具を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用することとする規定を追加いたしたく提案するものである。